



(様式 3)

所教ス振第 20 号
令和 3 年 4 月 12 日

所沢市監査委員	渡	邊	豪	様	
同	三	上	昌	美	様
同	青	木	利	幸	様
同	大	石	健	一	様

所沢市教育委員会
教育長 大岩 幹夫

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 2 月 19 日付け所監第 81 号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名等	教育総務部スポーツ振興課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>所沢市パークゴルフ場については、地方自治法第244条の2に基づき適正に管理されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>地方自治法第244条の2に基づき、指定管理者制度による管理に向けて、検討を進めてきましたが、令和元年度から令和2年度までの期間において、新座市による柳瀬川橋梁工事等がパークゴルフ場内とその周辺にて実施され、パークゴルフ場のコースが一部閉鎖となった期間がありました。</p> <p>工事期間終了後に、指定管理者制度による管理に移行できるよう、令和元年所沢市議会第3回定例会において条例改正を行い、令和2年10月に開催いたしました第2回所沢市教育委員会指定管理者選定委員会において、指定管理者候補者が選定されました。令和3年所沢市議会第1回定例会において指定管理者の指定議案が可決されたため、速やかに指定管理者と協定を締結し、令和3年4月1日より指定管理者制度による管理運営を行うこととなりました。</p>	